

第 58 回シェイクスピア学会セミナー 1 : 「シェイクスピアと法」の概要報告

開催日時 : 10 月 6 日 (日) 13.30-16.30

『第 58 回シェイクスピア学会 プログラム 資料』には、本セミナーの内容についてこのように紹介させていただいた。

[...] 本セミナーでは、近年の批評傾向に目を向けながら、今シェイクスピアや同時代のテキストを法との関係性から読む意味／意義を探究し、またそれによって切り開かれる作品解釈の可能性について考察する。セミナーは二部構成とし、第一部では『ペリクリーズ』および『夏の夜の夢』を中心にシェイクスピアのテキストを法とリミナリティーの視点から考察し (中村・森井)、第二部では『ベニスの商人』および『尺には尺を』のテキストを再評価してゆく (団野、千葉、五十嵐) 予定である。(p.19)

メンバーと各々の発言趣旨が決定した 5 月以降、基本的にはこれに沿うかたちで各人が発言内容の準備を行い、9 月 17 日を締め切りとしてドラフトと若干のコメント及び質疑をメンバー間で交換し合った。その時点で各人が準備したペーパーはどれも学術誌の論文審査にも十分に耐えうる内容に仕上がっていたので、学会の当日は一人持ち時間を 25 分と決め、メールで交換した原稿に加筆・修正を加えた「完成版」を発表することとした。各ペーパーの要旨は、次の通りである (以下、要旨の文責は各発表者)。



『夏の夜の夢』における法のメタファー

森井祐介（関西学院大学非常勤講師）

『夏の夜の夢』で重要な役割を果たしているにもかかわらず、先行研究ではあまり論じられてこなかった法律のイメージに着目し、劇全体の構造を再検討した。まず、1幕1場が“complaint”、“privilege”、“pardon”、“plead”などの法律用語を用いた「法廷シーン」になっていることを確認したうえで、女性を所有物として縛ろうとする家父長制に根ざした法律に対して、Hermia が同じ法的な枠組みの中で逆説的に抵抗を試みていることを明らかにした。続いて、Hermia と Lysander の駆け落ちが、違法行為を示唆する“steal”またはその派生語によって繰り返し表現されることにより、二人の自由な結婚がアテネの法律に反する事実が強調されていると指摘した。次に、法の支配が欠如したように見える森の中でも、法的な観念が歴然と存在していることを、Demetrius と Helena のやり取りや、Oberon の台詞などから分析した。最後に、混乱を収めるべく公爵 Theseus が Hermia の父 Egeus に対して言い放つ“I will overbear your will”（4.1.176）という台詞に関して、Theseus が“overbear”するのは、あくまでも Egeus の「意思 (will)」であって、アテネの「法律 (law)」ではないことから、森での経験の後に戻ってきた町が Hermia たちの結婚の望みを叶えつつも、そこでは若者の権利を奪う旧弊な法律が温存され、古い支配体系が継続される可能性を付言した。

『ペリクリーズ』における法と境界

中村未樹（大阪大学教授）

本発表では境界という語をキーワードとして援用しながら『ペリクリーズ』における法の諸問題を考察した。『ペリクリーズ』は分類から逸脱するリミナルな事象・人物に焦点を当てているが、それは法に関わる問題として現れている。発表では特にアンタイオカスの近親相姦、そして17世紀初頭の海賊問題に焦点を当てて考察した。

アンタイオカス親子の近親相姦は自然法、神の法、理性の法に反するものであるが、アンタイオカスの設けた実定法はこの関係を維持するよう機能している。自然法、神の法、理性の法と実定法との亀裂がそこには窺えるのであり、観客は法的な判断における曖昧性を認識することになる。

ジェームズ1世が即位した後、海賊取締法が何度も出されている。だが、法システムの不整備や役人の不正のため事態は改善されず、イングランドの港は海賊というリミナルな存在が暗躍する、緊張をはらんだ空間となっていた。『ペリクリーズ』において海辺における身元確認が繰り返されるのはこの状況と関わっている。

以上の例では法をめぐる不確かさが前景化されていたが、ペリクリーズとマリーナの再

会の場面では法の確かさと正義の確立が幻視されている。本発表ではこの点をエドワード・コークが述べた確かな法への憧憬、そして1608年5月における海賊取締の新たな動きと関連付けて検討した。

『尺には尺を』における権力とエクイティ

五十嵐 博久（東洋大学教授）

本発表では、『尺には尺を』の初演当時の法学論争のコンテキストにおいてこの芝居のテクニクストを読み直すことで、公爵の行動と行為が、ジェームズ1世とその周囲の法と関わる知識人たちにどのような印象を与えたのかについて考察した。ジェームズ1世の時代に入ると、イングランドではヘンリー8世の時代から継承された絶対王政は揺らぎ、法を司る王の権限それじたいが法学者たちの論争の的となっていた。ときの大法官リチャード・エジャートンと法務総裁ジョン・コークの論争は、国王自身をも巻き込んだ大論争へと発展し、下院議会と大法官府の対立をも引き起こした。コークは「王は人には従わねども、神のもと法のもとに従うべし」というヘンリー・ブラクトンの言葉を引用し、国王の特権とされてきたエクイティを司る大法官府裁判所の権威に揺さぶりをかけた。為政者の有するエクイティの権限と関わる問題を扱った『尺には尺を』が、初演当時の法と関わる知識人たちの好奇心はもとより、ジェームズ自身の「不安」にも訴えかけていたことは間違いない。1604年12月、この芝居がホワイトホール宮殿で上演されたとき、それを観る者たちは宮殿のすぐ外で起こっていた法学論争を強く意識していたに違いないと推論した。

‘IF THE LAW WOULD ALLOW IT SIR’: THE FOUNDATIONS OF LAW IN *MEASURE FOR MEASURE*

千葉 治紫夏（ロンドン大学ロイヤルホロウェイ校講師）

従来シェイクスピアと法の研究では、法の適用が中心的に論じられてきたが、本発表では『尺には尺を』における法が成立する基盤原理について検討した。ジェームズ1世時代のイングランドは、慣習法と実定法の対立や、商業の発展による社会構造の変化、また衡平法の根拠に関する論争等により、社会における法の意義が大きく変化した時代であった。また、王が超法的存在であるというジェームズの主張も、法の権限に関する考え方に揺さぶりをかけていた。このような風潮の中、シェイクスピアの『尺には尺を』は、人間の法の無常さや欠陥を法の基盤を揺るがすものとして描いている。本発表では、イザベラとアンジェロの対話でイザベラが人間の法と神の法の差異を指摘していることに注目し、『尺には尺を』が描く世界において、法は、それを適用する人間なしでは機能しないこと、そして、権力者の利得のために不規則に適用されていることを指摘した。また、この事実は、5

幕で公爵が自分の権威にとって脅威であるルーチオを最も厳しく罰し、殺人犯であるバーナディンを放免することからも伺える。『尺には尺を』では、バーナディンが極刑を軽視し、法の正当性を認めないことによって、従わない市民を制圧する力が法の基盤原理となっていることが明らかにされている。

ポーシャの正義—『ヴェニスの商人』における法と商業活動

団野恵美子 (大阪芸術大学教授)

家父長制による男性優位社会にも関わらず、シェイクスピアは正義を巡る裁きの場では女性登場人物に語らせ、法がもたらした閉塞感を見事に打破させる。『ヴェニスの商人』では、亡き父親の遺言、シャイロックの証文裁判、バッサーニオの指輪の誓いという、法が権力を振る場面でポーシャの手腕が描かれる。そして、16世紀のエンブレム・ブックの図像や、商取引や家政の管理に欠かせなかった複式簿記も、彼女が目指す正義の理解に役立つ。例えば、シャイロックの金貸し術は持ち金を頭の中で概算 (near guess) するので、その勘定は正確ではない。彼はソロバンのような当時の計算板を使って計算しており、一方、ポーシャは、血を流さずに肉を切り取る用意をしろというとき、新しいアラビア計算法と複式簿記を彷彿とさせる正確さ (just) を見せている。またポーシャが厳格な法からその法的有効性を奪うことなく、自分の目的に応じた正義を引き出すことに成功するのは、男でもなく、法律家でもなく、家父長制社会にあっては立場を持たない女性でも、社会において自由に振舞う道化のような立ち位置にいるからである。彼女の詭弁は、道化が相手を当意即妙の機知でやりこめるように、厳格な法制度から臨機応変に正義を引き出した。

ポーシャは正義をもたらすけれども、それは剣と秤を持った「正義の女神」というより、帳簿と金の重さを計る秤を持ち、ヘルメスの機知も借りてチャンスを逃がさない「運命の女神」であった。

セミナーの前夜 (10月5日)、学会懇親会後に鹿児島市内の郷土料理店にてメンバーの親睦会を兼ねた「勉強会」を開催した。各ペーパーへのコメントにはじまり、「シェイクスピアと法」を中心とする話題からしだいに王権論や政治論、経済論や正義論、さらにはパフォーマンス批評やシアターライブ論、エモーション論、パッション論をも包括する議論へと発展し、話が尽きることはなかった。

セミナー当日は、討議及び質疑応答の時間が十分に確保できなかったことが心残りであるが、フロアの先生方からも新たな角度からの質問やコメントをいただくことができ、メンバーはさらに視野を広げることができた。本セミナーを通じて、「シェイクスピアと法」という視点が、今後のシェイクスピア研究や批評、舞台製作、教育に新たな可能性をもた

らしいことは確認できたと思う。

本セミナーに足を運んでくださった方々には、この場を借りて感謝申し上げたい。

(コーディネーター：五十嵐博久)